

鹿屋体育大学登録商標の管理及び使用に関する細則

〔平成21年10月1日〕
細則第8号

改正 平成25年6月27日
細則第6号
平成28年3月23日
細則第5号
平成29年7月4日
細則第7号

(目的)

第1条 この細則は、鹿屋体育大学知的財産規則（平成18年10月13日規則第27号）に定める商標のうち、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に帰属する登録商標の管理及び使用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「本学登録商標」とは、別表1に掲げる本学帰属の登録商標をいう。
- (2)「役職員等」とは、本学の役員、職員（非常勤職員を含む）及び学生をいう。

(本学登録商標の使用)

第3条 役職員等は、本学登録商標を本学の事業活動又は課外活動のために使用することができる。この場合において、本学の名誉、品位、社会的信頼性の維持・向上を図るように努める。

(本学登録商標の使用許諾)

第4条 役職員等又は学外者（以下「使用希望者」という。）が、前条に定める目的以外で本学登録商標を使用しようとするときは、鹿屋体育大学登録商標使用申請書（様式第1号）により、学長にその許諾を得なければならない。

2 学長は、使用希望者から前項の使用申請があったときは、当該申し入れに係る使用形態の適切性等について審査し、鹿屋体育大学登録商標使用承認通知書（様式第2号）又は鹿屋体育大学登録商標使用不承認通知書（様式第3号）により、その結果を申請者へ通知する。

なお、使用許諾に際して、学長は必要に応じて学術情報・産学連携委員会の意見を聞くことができるものとする。

3 学長は、前項において使用を承認したときは、商標使用許諾契約書（様式第4号）の要件を標準として使用許諾契約を締結する。なお、契約締結にあたり必要と認められる場合は、使用希望者と協議の上、契約書の条文を加除・修正することができる。

4 使用希望者への使用許諾は、原則として有償とする。ただし、学長が特に必要と認める

場合は、この限りではない。

(登録手続)

第5条 学長は、新たな商標登録出願、商標登録又は更新登録申請等の必要が生じた場合は、学術情報・産学連携委員会の議を経て、適正な管理のための手続を行う。

(禁止事項)

第6条 本学登録商標の使用は、その使用にあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 本学登録商標の改変
- (2) 本学登録商標の再使用許諾
- (3) その他本学が不適切と判断する行為

(使用の差し止め及び損害賠償請求)

第7条 本学登録商標の使用が、第6条に定める禁止事項を行った場合、又は本学の名誉及び信用を著しく低下させ、本学に損害が生じたと本学が判断した場合、本学は当該使用者に対し、本学登録商標の使用差し止め及び損害賠償の請求を行うことができる。

(事務)

第8条 本学登録商標に関する管理及び使用に関する事務は、学術図書情報課が行う。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、本学登録商標の管理及び使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 本学登録出願中の商標についても、この細則を適用する。

附 則 (平25.6.27 細則第6号)

この細則は、平成25年6月27日から施行する。

附 則 (平28.3.23 細則第5号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平29.7.4 細則第7号)

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

① 大学名称

鹿屋体育大学

指定役務区分：第 4 1 類
登録番号：商標登録第 5 0 9 0 4 5 8 号

② 大学エンブレム



指定役務区分：第 4 1 類
登録番号：商標登録第 5 0 9 0 4 5 9 号

③ 大学英語名称略称

N I F S

指定役務区分：第 4 1 類
登録番号：商標登録第 5 1 9 3 0 6 9 号

④ 大学キャラクター



指定役務区分：第35類、第41類
登録番号：商標登録第5578425号

⑤ 大学キャラクター名称

バララン

指定役務区分：第35類、第41類
登録番号：商標登録第5578426号

様式第1号（第4条第1項関係）

鹿屋体育大学登録商標使用申請書

平成 年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学長 様

（申請者）

住 所

所 属

氏 名

電話番号

印

下記登録商標を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 使用する商標
2. 使用目的 （販売・非売）
3. 使用形態
4. 使用期間
5. 備 考

《添付書類》

- 1) 使用する商品等の見本(写真等)を必ず添付してください。
- 2) 上記使用計画以外に必要な事項がある場合は添付してください。

様式第2号（第4条第2項関係）

鹿屋体育大学登録商標使用承認通知書

平成 年 月 日

（申請者）

住 所

所 属

氏 名

様

国立大学法人鹿屋体育大学

学 長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用については、下記のとおり承認します。

記

1. 許 可 番 号 第 号

2. 使用承認する登録商標

3. 使用形態

4. 使用期間

5. 備 考

様式第3号(第4条第2項関係)

鹿屋体育大学登録商標使用不承認通知書

平成 年 月 日

(申請者)

住 所

所 属

氏 名

様

国立大学法人鹿屋体育大学

学 長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用については、下記の理由により、不承認となりましたので通知します。

記

〈理由〉

(審査状況報告)

第6条 甲は、乙に対し、乙の求めに応じ許諾商標の審査状況を報告する。

(使用状況等の調査等)

第7条 乙は、甲が許諾商標の使用状況を調査するため、乙の関係取引書類の提出を求めた場合、これに応じる。

(責任の範囲)

第8条 甲は、乙に対し、いかなる場合であっても商法第14条に定める「名板貸し」責任を一切負わない。

(製造物責任)

第9条 許諾商標を付した本製品の瑕疵により第三者に対し損害を与えた場合、乙はこれに対し全責任を負い、甲は一切の責任を負わない。

(譲渡などの禁止)

第10条 乙は、本契約に基づき使用許諾された許諾商標の使用権を、甲の書面による事前の承諾なくして、再使用権を許諾し、第三者に譲渡、又は担保に供してはならない。

(侵害の報告等)

第11条 乙は、第三者が許諾商標を使用し、許諾商標を使用する商品を販売又は役務を提供していることを発見した場合は、遅滞なく甲に報告するものとし、甲及び乙は、協力してこれに対処する。

(不係争義務)

第12条 甲は、乙が許諾商標の商標登録の有効性について争った場合、本契約を解除することができる。乙が、許諾商標の商標登録の有効性を争う第三者を援助した場合も同様とする。

(契約期間)

第13条 本契約の有効期間は、契約締結日から2年間とする。ただし、有効期間満了2ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合、有効期間は更に1年間自動的に継続されるものとし、その後も同様とする。

2 前項において、一方の当事者から有効期間について申し出があった場合、甲及び乙はその扱いについて協議するものとし、当該協議が整わない場合、本契約は、有効期間満了日をもって終了する。

(契約解除)

第14条 甲は、本契約の有効期間中にかかわらず、乙が次の各号の一に該当する場合、書面による通知をもって本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 乙の本契約の履行が困難と甲が判断したとき
- (3) 諸般の事情に照らし乙の本契約の履行が合理的理由を欠くと甲が判断したとき

(協議事項)

第15条 本契約に定めなき事項又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し決定する。

(裁判管轄)

第16条 本契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鹿児島県鹿屋市白水町1番地
国立大学法人鹿屋体育大学
学 長

乙